

# 第4章 公園・下水道

## 第1節 都市公園

### 都市公園整備の現況

都市公園は、緑豊かで安全・快適な都市環境の整備、スポーツ・レクリエーションの場の提供、また災害時の避難地などを目的としてつくられた都市施設であります。

秋田県における都市公園は、これまで都市計画法適用の9市24町1村に544箇所、4,073haの計画決まりをみえています。このうち、平成8年度末までに開設された公園は460箇所、1,218haで、都市計画区域人口1人当たり公園面積は14.7㎡となっています。

また、都市計画が指定されていない町村に設置する特定地区公園（カントリーパーク）は15町村が整備をしており119haを開設しています。

さらに、地域住民の多様な要望をもとに、やすらぎとうるおいのあるオープンスペースの確保のため、平成12年度末に1人当たり面積17.8㎡をめざして、公園緑地の整備を推進します。



公園、緑地の都市計画決定状況

平成9年3月31日現在

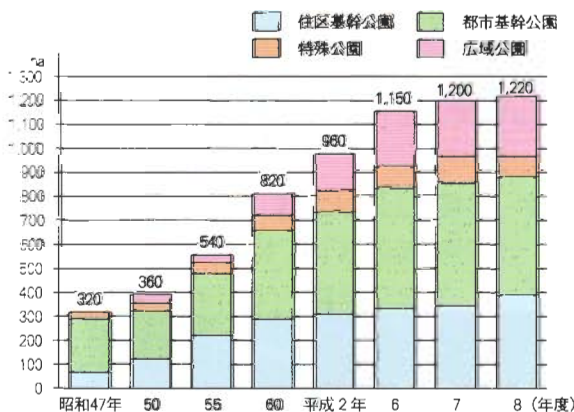
| 公園種別 | 箇所数 | 面積(ha)   |
|------|-----|----------|
| 街区公園 | 426 | 105.54   |
| 近隣公園 | 35  | 75.89    |
| 地区公園 | 19  | 119.47   |
| 総合公園 | 23  | 984.40   |
| 運動公園 | 7   | 220.70   |
| 風致公園 | 3   | 236.70   |
| 歴史公園 | 2   | 39.70    |
| 広域公園 | 3   | 966.60   |
| 緑地   | 14  | 1,133.19 |
| 墓園   | 11  | 190.74   |
| 広場   | 1   | 0.08     |
| 合計   | 544 | 4,073.01 |

都市公園の開設状況

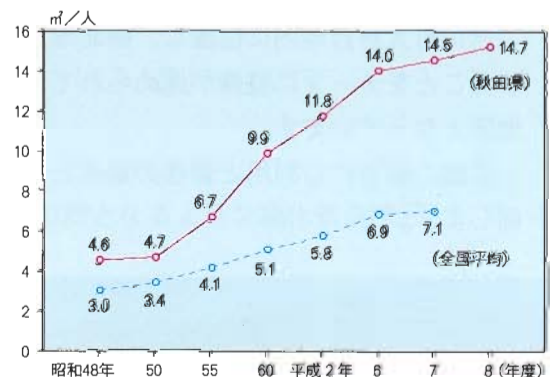
平成9年3月31日現在

| 公園種別 | 箇所数 | 面積(ha)   |
|------|-----|----------|
| 街区公園 | 348 | 80.11    |
| 近隣公園 | 36  | 201.06   |
| 地区公園 | 26  | 106.23   |
| 総合公園 | 22  | 405.45   |
| 運動公園 | 5   | 91.90    |
| 風致公園 | 1   | 0.70     |
| 歴史公園 | 2   | 21.50    |
| 墓園   | 10  | 58.38    |
| 広域公園 | 3   | 249.80   |
| 都市緑地 | 4   | 0.77     |
| 緑道   | 3   | 2.27     |
| 合計   | 460 | 1,218.17 |

◆公園別面積推移



◆1人当たり公園面積



県立都市公園の施設概要

平成9年3月31日現在

| 公園名    | 計画面積(ha) | 開設面積(ha) | 主な施設内容  |
|--------|----------|----------|---|
| 小泉湧公園  | 170.1    | 83.7     | 日本庭園(水心苑)、菖蒲園、噴水カスケード広場、グリーンスロープ、健康広場、管理事務所                                 |
| 県立中央公園 | 583.8    | 118.1    | 桜広場、つつじ園、展望台、陸上競技場、庭球場、球技場、野球場、トレーニングセンター(公園事務所)、あきたスカイドーム、若人の丘、フィールドアスレチック |
| 北風の杜公園 | 212.7    | 68.0     | 芝生広場、イベント広場、休憩所、野鳥観察舎、記念広場、野外ステージ、パークセンター(公園事務所)                            |

## 2 県立中央公園の整備

秋田市の南東約15kmの雄和町椿川地内に位置し、秋田空港を取り囲むように連なる丘陵地や広大な草原を有効に利用し、大規模なスポーツ大会から県民の多様なレクリエーションに対応し県民がいつでも気軽に利用できる広域的、多目的な公園です。

青少年の野外活動の場である青少年教育ゾーンは、わが国最大規模のフィールドアスレチックが完成し、今年度はファミリーキャンプ場を供用開始し、さらにサイクルスポーツコースの整備に着手します。



総合運動場（スポーツゾーン）



フィールドアスレチック  
（青少年教育ゾーン）

## 3 北欧の杜公園の整備

合川町大野台地内に位置し、県北地方の広域的な余暇活動の場および国際交流の場を提供し、実践することをテーマに整備が進められており、「北緯40° シーズナルリゾートあきた」構想の重点整備地区となっています。

公園の総合的な利用と管理の拠点となるパークセンターが完成し、今年度はオートキャンプ場を整備します。



パークセンター



県民歩くスキーの集い

## 4 市町村都市公園の整備

### (1) 市町村都市公園

- ① ゆったりトイレなどの公園施設のバリアフリー化を推進し、身近な安らぎ空間として一つ森公園（秋田市）など10市町で14公園を整備します。
- ② 快適な生活環境を創出するとともに、大震火災時には近隣住民の避難地としての防災公園を千秋公園（秋田市）など3市で7公園を整備します。



鹿角市総合運動公園（鹿角市）



大川端带状近隣公園（秋田市）

### (2) 特定地区公園（カントリーパーク）

住民の文化、スポーツ面で都市的な施設に対する要求に応えるとともに、地域に密着した公園として田代町スポーツ公園（田代町）など8町村で8公園を整備します。



田代町スポーツ公園（田代町）



琴丘町総合公園（琴丘町）

### (3) 都市緑化

市町村が策定する「緑の基本計画」に基づき、まちの顔となるような緑化重点地区として、秋田駅周辺（秋田市）を整備します。



中通三丁目街路公園（秋田市）

## 第2節 下水道

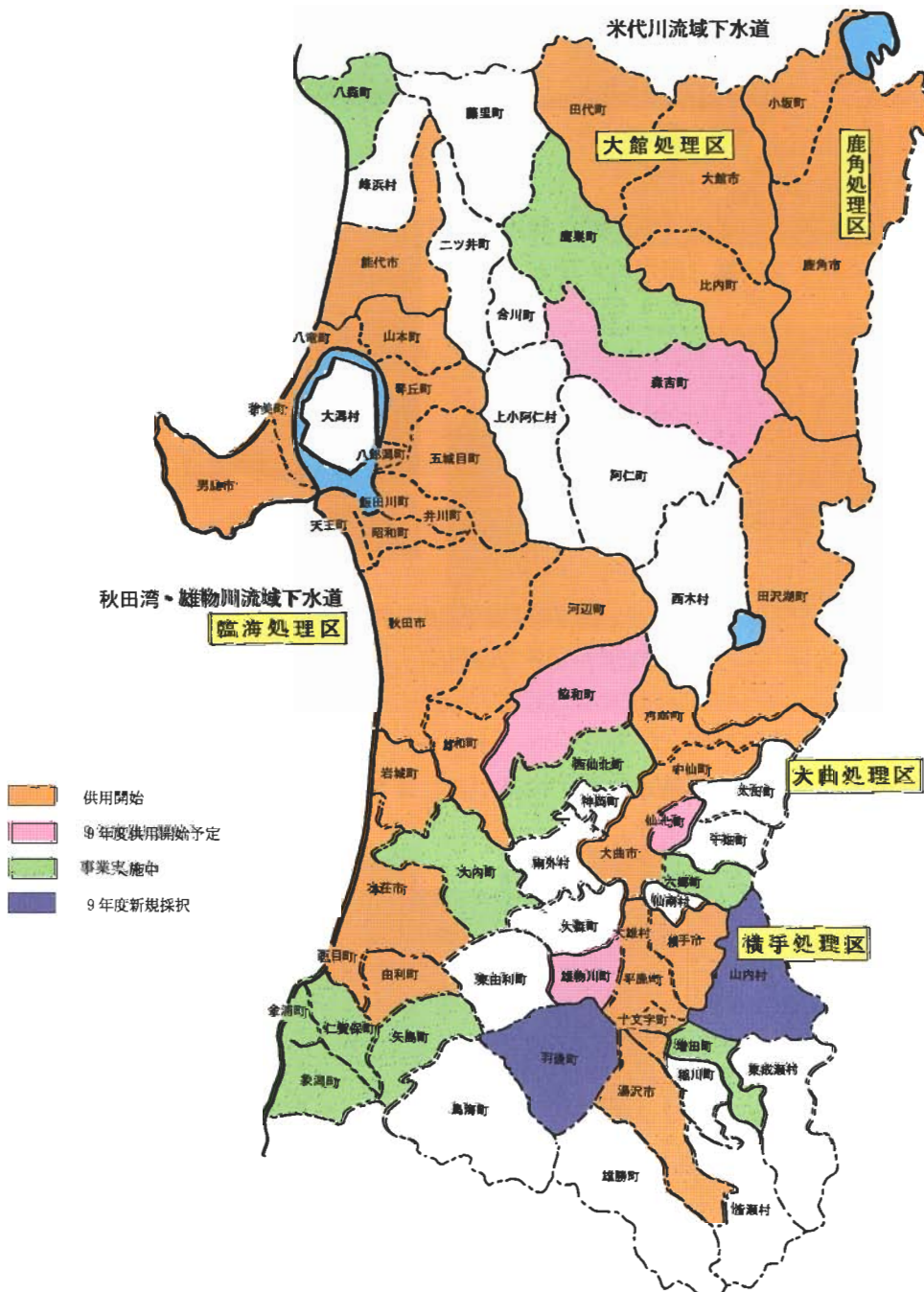
### 1 下水道事業の現況

下水道は、市街地における雨水や人間生活に起因する汚水を排除及び処理するための施設であり、快適でうるおいのある生活環境と公共用水域の水質保全のために現代の都市にとって必要不可欠な基幹的施設であります。

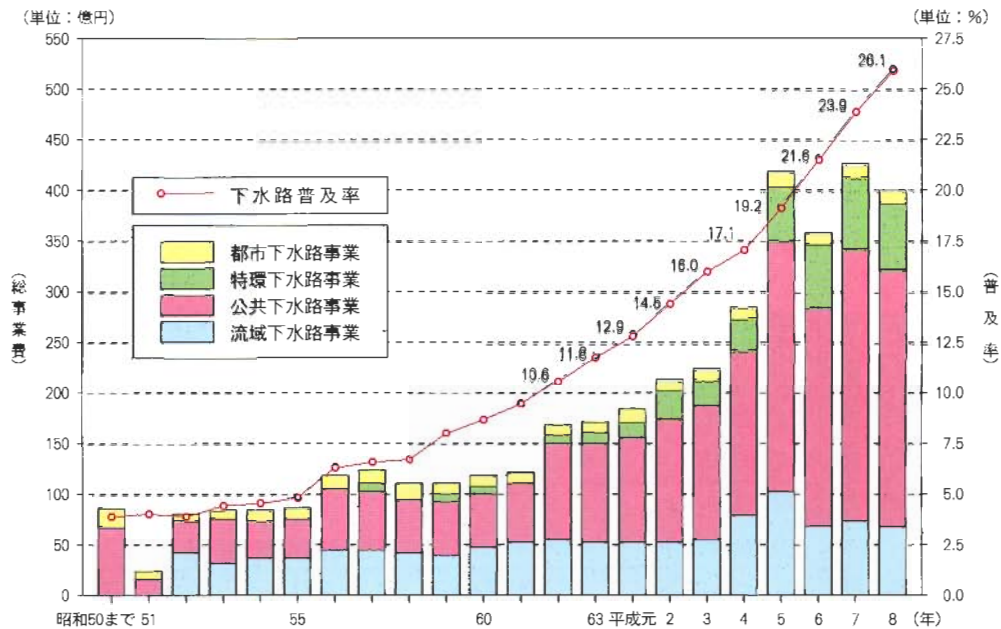
昭和7年に秋田市が公共下水道に着手したのを初めとし、昭和50年には秋田湾・雄物川流域下水道の臨海処理区において、流域下水道事業が始まっています。そして、平成8年度までに9市38町4村で事業を実施、うち9市24町2村で処理開始されています。

平成8年度末における県下の下水道普及率は26.1%で、全国平均の約56%に比べ整備が遅れている現状にあります。

#### ◆公共下水道事業（特環含む）実施状況



◆下水道事業費の推移

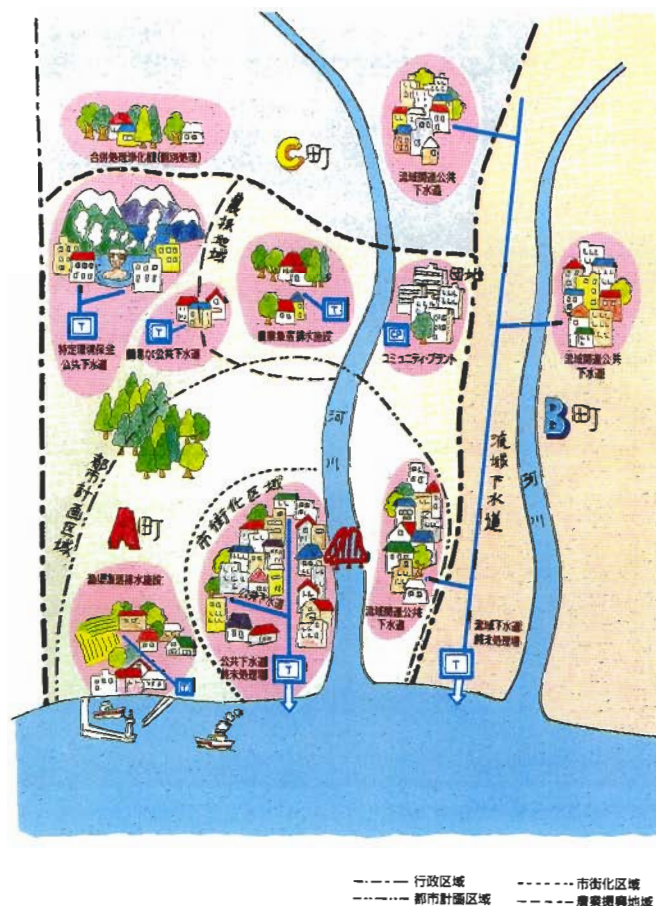


三 秋田県下水道等整備構想

秋田県下水道等整備構想とは、下水道等の整備計画を「住民に見える下水道」とするため、県下全域における整備区域、整備手法、整備スケジュールを明らかにし、計画的・効率的な下水道等整備の具体像を提示したものであります。

構想の推進により、未着手町村の早期解消を図るとともに、おおむね平成12年（西暦2000年）までにすべての市町村における供用開始と県普及率50%以上の達成を目標とします。

◆下水道等整備構想の概念図



### 3 流域下水道事業

流域下水道は、秋田湾・雄物川流域下水道（臨海処理区、大曲処理区、横手処理区）と米代川流域下水道（大館処理区、鹿角処理区）の2つの流域下水道があります。

昭和50年度から臨海処理区の事業に着手し、昭和57年度の秋田市が処理開始したのをはじめ、平成7年4月の鹿角処理区の処理開始により流域下水道は、県内全処理区が供用を開始しました。

#### ◆計画の概要

平成8年度末

| 流域下水道名    | 秋田湾・雄物川流域下水道              |                          |                          | 米代川流域下水道                   |                            |
|-----------|---------------------------|--------------------------|--------------------------|----------------------------|----------------------------|
|           | 臨海                        | 大曲                       | 横手                       | 大館                         | 鹿角                         |
| 事業着手年度    | 昭和50年                     | 昭和56年                    | 昭和57年                    | 昭和61年                      | 昭和63年                      |
| 処理開始年度    | 昭和57年4月                   | 昭和63年4月                  | 平成元年4月                   | 平成4年4月                     | 平成7年4月                     |
| 流域関連都市    | 2市12町1村                   | 1市4町                     | 1市4町1村                   | 1市2町                       | 1市1町                       |
| 供用都市      | 2市12町1村                   | 1市2町                     | 1市2町1村                   | 1市2町                       | 1市                         |
| 計画処理面積    | 11,672ha                  | 2,392ha                  | 2,777ha                  | 2,382ha                    | 1,320ha                    |
| 整備面積      | 4,004                     | 416                      | 498                      | 408                        | 264                        |
| 計画処理人口    | 438.9千人                   | 68.3千人                   | 77.0千人                   | 69.0千人                     | 38.0千人                     |
| 処理人口      | 170.9                     | 14.0                     | 14.7                     | 13.7                       | 5.1                        |
| 計画処理能力    | 千m <sup>3</sup> /日<br>300 | 千m <sup>3</sup> /日<br>45 | 千m <sup>3</sup> /日<br>52 | 千m <sup>3</sup> /日<br>42.6 | 千m <sup>3</sup> /日<br>23.2 |
| 現在処理能力    | 60                        | 7.5                      | 8.2                      | 2.7                        | 1.0                        |
| 流入水量（日平均） |                           |                          |                          |                            |                            |
| H8末       | 44.4                      | 2.5                      | 3.0                      | 2.4                        | 0.6                        |
| 幹線管渠延長    | 125.8km                   | 34.6km                   | 44.8km                   | 21.8km                     | 25.3km                     |
| 整備延長      | 116.0                     | 30.1                     | 33.8                     | 20.2                       | 17.5                       |
| （整備率）     | (92.2%)                   | (87.0%)                  | (75.4%)                  | (92.7%)                    | (69.2%)                    |

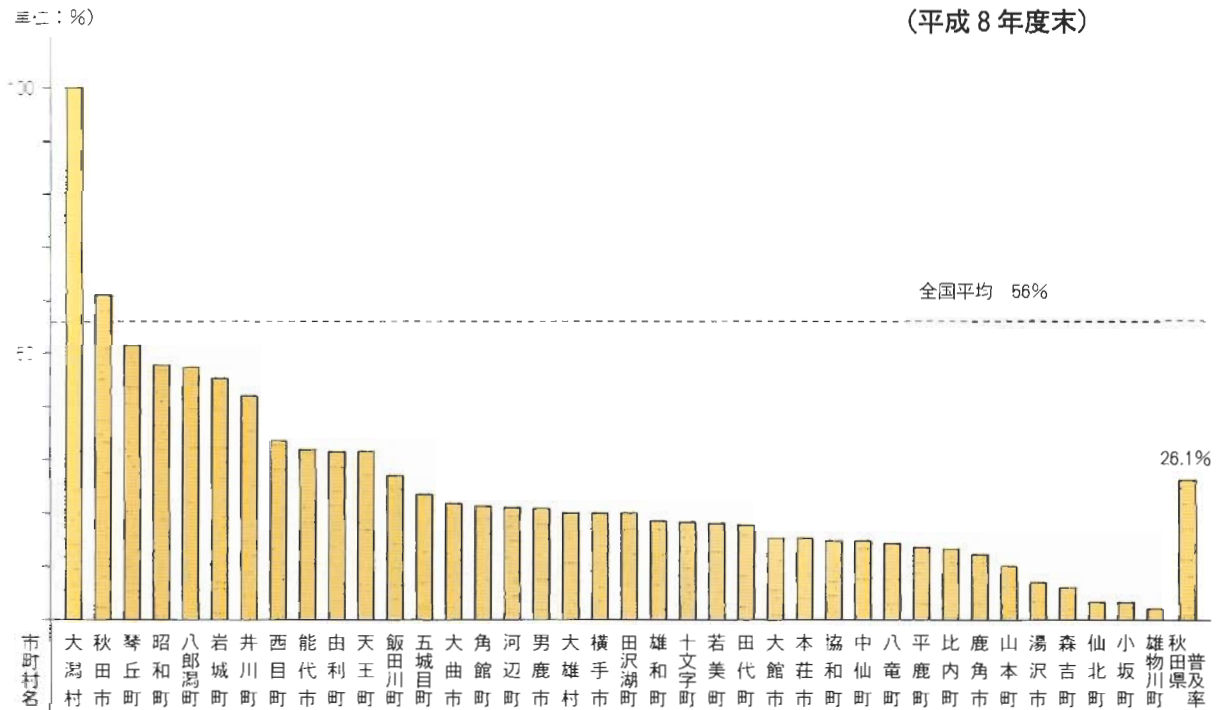


米代川流域下水道 鹿角処理センター

## 4 公共下水道

- ・公共下水道：主として市街化区域内における下水を排除し、または処理するもの  
（9市22町が着手し、9市13町が供用開始済）
- ・特定環境保全公共下水道：市街化区域以外の区域において実施するもの  
（1市22町4村が着手し、1市18町2村が供用開始済）
- ・都市下水路：主として市街地における雨水を排除するもの  
（8市10町が着手し、5市9町が整備済）

### ◆市町村別の普及率（下水道）



近代的な設備を備えた森吉町米内沢浄化センター